

7月10日参議院選挙投票日



主権者としての権利行使を！

【当面の日程】 営業と生活を守るため悔いのない選択を

尾北民商

7月11日号

尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

日	曜	会議、行事など
11	月	
12	火	無料法律相談
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	江南北支部総会
18	月	
19	火	拡大推進委員会 無料法律相談
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	拡大宣伝統一行動(犬山) 愛青協バーベキュー
25	月	
26	火	無料法律相談
27	水	一全商連事務局交流会
28	木	
29	金	第3回三役会
30	土	
31	日	
8/1	月	
2	火	無料法律相談
3	水	第3回常任理事会
4	木	
5	金	
6	土	一愛商連幹部学校 愛婦協一泊学習会
7	日	NEXT-BMハ ^ハ ベ ^キ ュー
8	月	
9	火	無料法律相談

7月10日は参議院選挙の投票日です。国民不在の安倍暴走政治に審判を与える絶好のチャンスです。

自民党・公明党などは、大企業や一部の資産家だけに利益が集中し、小規模事業者の倒産、廃業を加速させたアベノミクスを「加速させる」と言っています。また、自民・公明は自衛隊が海外で戦争できる国づくりをすすめる安保法＝

戦争法を強行成立させました。改憲勢力が衆議院に続き参議院でも3分の2の議席を占めた場合、憲法改悪の発議が現実のものとなる恐れがあります。

安心して商売を続け生活していくためにも、安倍政治にノーの審判を与えましょう。参議院の任期は6年です。主権者としての権利を行使し政治を変えましょう。

社会保険加入への指導が強まっています

社会保険未加入の法人に対して加入をすすめる指導が強まっています。この間、尾北民商事務所にも少くない相談が寄せられています。

確かに法人の社会保険は強制加入であり従業員にとっても大切な福利厚生です。しかし、事業主負担があることから事業者にとっては大きな財政的負担を伴います。

平成26年6月、国会で小規模企業振興基本法が成立した際、参議院経済産業委員会

は、次のような附帯決議を採択しています。

「社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み…、小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること」

この決議のとおり政府に具体的な対策をとるよう働きかけていくことが大切であるとともに、親会社に対しても社会保険料を支払える適正な単価を保障するよう交渉することが大切です。

予定納税が払えない人は減免申請を

平成27年分の確定申告した税額が15万円以上の場合、平成28年分の予定納税が発生します。7月と11月に、それぞれ平成27年分の税額の3分の1ずつを納付することになります。

予定納税は、あくまでも今年の分の所得税なので、営業不振などのために、今年の所得が前年の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合は、税務署

に申請することにより減額することができます。申告納税見積額が15万円未満の場合は、納税しなくてもよくなります。15万円以上の場合には、その3分の1の金額に減額されます。

申請書の提出期限は、7月15日です。また、状況によっては、11月に申請することもできます。申請書の書き方などは、民商にご相談ください。

給与支払者の夏期源泉事務はお済みですか 税務署への納付期限は7月11日(月)です